

四街道市多文化共生推進プラン策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 四街道市多文化共生推進プラン（以下「プラン」という。）の策定にあたり、プランの重要事項等に関し、専門的及び総合的な立場からの意見を聴くため、四街道市多文化共生推進プラン策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、プランの策定に関する事項について、意見交換を行う。

2 その他、プラン策定において必要な事項。

(組織)

第3条 懇談会は、市長が就任を依頼する委員8人以内をもって組織する。

2 委員の構成は、有識者、関係団体、外国人市民及び市民公募の代表者とする。

3 懇談会に会長及び副会長を置く。

4 会長及び副会長は委員の互選により選任する。

5 会長は、懇談会を総理し、懇談会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、プランの策定までとする。

(会議)

第5条 懇談会は、必要に応じて会長が委員に出席を依頼する。

2 会長は、懇談会の議長となる。

3 懇談会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見の聴取等)

第6条 懇談会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は、説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、四街道市地域共創部みんなde課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年1月22日から施行し、プランが策定された時をもって効力を失う。